

平成30年6月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成30年6月15日(金曜日)午後2時30分から午後3時40分まで

場 所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第40号) 相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について(学校教育部)

日程第 2 (議案第41号) 相模原市社会教育委員の人事について(生涯学習部)

日程第 3 (議案第42号) 相模原市立公民館長の人事について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第43号) 相模原市立図書館協議会委員の人事について(生涯学習部)

4. 報告案件

1 相模原市図書館事業評価について(図書館)

2 小中学校の授業時数確保に向けた夏季休業の短縮について(学校教育課)

3 公民館における使用料の導入及び改定の状況について(生涯学習課)

5. 閉 会

出席者(6名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 大 山 宜 秀

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

説明のために出席した者

教育局長	小林輝明	教育環境部長	渡邊志寿代
学校教育部長	奥村仁	生涯学習部長	長谷川伸
教育局参事兼 教育総務室長	杉野孝幸	教育総務室担当課長	江野学
学校教育部参事兼 学校教育課長	細川恵	学校教育課課長代理	岩崎雅人
学校教育課担当課長 (企画指導・支援班)	宮原幸雄	学校教育課担当課長 (人権・児童生徒指導班)	松本祥勝
学校教育課指導主事	佐藤由起	学校教育課主任	笠原潤
生涯学習部参事兼 生涯学習課長	遠山芳雄	生涯学習課担当課長	白石卓之
生涯学習課主査	長島正浩	図書館長	岡本達彦
図書館担当課長	郷司尚子	図書館総括副主幹	遠藤恭代
図書館主任	渡邊康司	相模大野図書館長	兼杉千秋
橋本図書館長	石井賢之		
事務局職員出席者			
教育総務室主査	永澤祥代	教育総務室主任	山本彰子

開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井廣子委員と平岩委員を指名いたします。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について

野村教育長 では、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 4 0 号、相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 議案第 4 0 号、相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市子どものいじめに関する審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱することについて提案するものでございます。

恐れ入りますが、2 枚目の議案第 4 0 号参考資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、相模原市子どものいじめに関する審議会の概要につきまして、ご説明申し上げます。

本審議会は、いじめ防止対策推進法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する機関でございます。

具体的には、4 の活動内容に記載がございますとおり、ア、いじめの現状と実態の分析に関すること、イ、いじめ防止等のための取組の有効な対策に関すること、ウ、市のいじめ防止基本方針の取組の検証及び見直しに関すること等について審議を行っており、平成 2 9 年度は、3 回の審議会において、様々なご意見をいただいたところでございます。

それでは、議案第 4 0 号参考資料の裏面にございます委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

本審議会の構成委員でございますが、学識経験のある者として高橋勝氏、岡田守弘氏。市内の公益的活動を行う団体から推薦された者として金子ひとみ氏、梅村邦子氏、關山長

成氏、山下利麿氏。市の住民として高橋正浩氏、浅井紀子氏。関係行政機関及び関係法人の職員として下鳥善男氏。市立学校の校長の代表として大塚千春氏、平野知彦氏のあわせて11名の方々でございます。

なお、名簿の7番、高橋氏と8番、浅井氏は市民公募委員でございまして、本年4月1日から5月2日まで公募を行い、5月18日の選考委員会におきまして、5名の応募者の中から2名を選考したものでございます。高橋氏は南区在住の会社員であり、市内小学校へ通学する子どもを持つ父親でございます。浅井氏は中央区在住の社会福祉士、精神保健福祉士でございます。

本審議会委員の任期につきましては、平成30年6月20日から平成32年6月19日までの2年間となっております。

以上で、議案第40号、相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたら、お願いいたします。

岩田委員 この会が年3回行われていますが、これはたまたま3回だったのか、もしくはその都度みたいな形なのか、開催について教えていただけますか。

細川学校教育課長 この審議会につきましては、年3回という形で開催しております。

野村教育長 開催回数は決められているということであります。

ほかにはいかがでしょうか。特にございませんか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、質疑・ご意見がありませんので、これより採決を行います。

議案第40号、相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第40号は可決されました。

相模原市社会教育委員の人事について

野村教育長 次に、日程2、議案第41号、相模原市社会教育委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第41号、相模原市社会教育委員の人事につきまして、ご説明

申し上げます。

本議案は、相模原市社会教育委員 1 名から任期途中において辞職したい旨の申し出があったため、これを承認するとともに後任の委員を委嘱することについて、提案するものでございます。

3 枚目の議案第 4 1 号参考資料の 1 ページ目をご覧ください。

はじめに、設置目的でございますが、相模原市社会教育委員は、社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、又は意見を述べること等でございます。

委員の定数は 15 人以内、構成は記載のとおりでございます。

任期は 2 年でございまして、活動内容は年 4 回程度の定例会を開催し、教育委員会からの諮問に対する答申や自主的な研究テーマについて協議を行い、提言をまとめることなどでございます。

お戻りいただきまして、議案第 4 1 号の 3 ページ目をご覧ください。

6 月 15 日付けで解嘱となります委員は、相模原市立中学校長会からご推薦をいただいた守屋和幸氏でございます。

2 ページをご覧ください。

新たに委嘱する委員は、齋藤敦氏でございまして、相模原市立中学校長会からご推薦をいただいております。現在、内出中学校長でございます。

任期は平成 30 年 6 月 16 日から平成 32 年 1 月 10 日まででございます。

以上で、議案第 4 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑・ご意見がありましたら、お願いいたします。

大山委員 参考資料の活動内容の中で、提言をまとめている以外に各種の研修会、研究会への参加ということが記載されています。これは以前から行われている各種委員会、協議会に派遣しているということでしょうか。あるいは、毎年度変わるのでしょうか。

遠山生涯学習課長 社会教育委員につきましては、こちらの参考資料にもございますとおり、神奈川県社会教育委員連絡協議会が主催いたします総会が開かれまして、その総会の後、研修会、ご講演をいただき、そういった機会に参加をいただいているような状況でございます。

以上でございます。

大山委員 その下に派遣先と書いてあって、3つぐらいございます。この委員会、協議会というのは毎年度決まっている派遣先なのでしょうか。年度ごとに違うのでしょうか。

遠山生涯学習課長 今現在、ほかの審議会などから社会教育委員会の方に委員を選出していただきたいというものが、今こちらにございますとおり、あじさい大学運営委員会、市立図書館協議会、さがみはら文化振興懇話会となっております。

以上でございます。

岩田委員 その都度変わるということですか、毎年度決まっている会議体なのでしょうか。

遠山生涯学習課長 今現在、依頼により選出しているものは、この3つになります。さらに新たな審議会等で社会教育委員会の方に委員を出していただきたいとなれば、増えていくという状況でございます。

以上でございます。

野村教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、他に質疑・ご意見がありませんので、これより採決を行います。

議案第41号、相模原市社会教育委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第41号は可決されました。

相模原市立公民館長の人事について

野村教育長 次に、日程3、議案第42号、相模原市立公民館長の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第42号、相模原市立公民館長の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、公民館長1名の任期満了に伴い、後任の公民館長の委嘱をいたしたく、ご提案するものでございます。

恐れ入りますが、3枚目の議案第42号関係資料をご覧ください。

今回、委嘱する公民館長は大野台公民館、高安祥介氏でございます。高安氏でございますが、大野台公民館運営協議会委員、大野台第2児童館長、自治会法人大野台第二自治会

会長などの経歴がございます。自治会等の地域団体の関係者、学校教育の関係者などで構成される大野台公民館運営協議会からご推薦をいただきました。

任期は、平成30年7月1日から平成32年3月31日まででございます。

以上、議案第42号、相模原市立公民館長の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑・ご意見がありましたら、お願いいたします。

岩田委員 参考までにお伺いしたいのですが、公民館の館長に年齢制限はあるのでしょうか。

遠山生涯学習課長 特に年齢制限はございません。

野村教育長 公民館長人事については、本年度の5月1日から委嘱された方も多くて、その際にもいろいろ皆さんには、ご意見等いただいたかと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、意見がありませんので、これから採決を行います。

議案第42号、相模原市公民館長の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第42号は可決されました。

相模原市立図書館協議会委員の人事について

野村教育長 次に、日程4、議案第43号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第43号、相模原市立図書館協議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立図書館協議会委員2名から、任期途中において辞職の申し出があったため、これを承認するとともに、後任の委員を委嘱いたしたく提案するものでございます。

2枚目の議案第43号参考資料をご覧ください。

相模原市立図書館協議会は、図書館法及び相模原市立図書館条例の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に

対し意見を述べる機関として設置しております。

委員の定数は10人以内、構成は記載のとおりでございます。

任期は2年でございます。活動内容は図書館の運営に関する諮問に対する答申や意見の陳述、相模原市図書館事業評価における外部評価などでございます。

それでは、1枚目の議案の裏面にございます委員名簿をご覧ください。

6月15日付けで解嘱となります委員は、下段に記載しております小野充氏と佐藤清美氏の2名でございます。

続いて、新たに委嘱する委員2名につきまして、ご説明させていただきます。上段の網かけの部分をご覧ください。

はじめに、金井秀夫氏でございますが、相模原市立中学校長会からご推薦をいただいております。現在、大野北中学校長でございます。

次に、大西輝佳氏でございますが、相模原市立小学校長会からご推薦をいただいております。現在、若草小学校長でございます。

任期は、いずれも前任者の残任期間でございます。平成30年6月16日から平成30年8月28日まででございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。質疑・ご意見があれば、お願いいたします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、質疑・ご意見がございませんので、採決を行います。

議案第43号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第43号は可決されました。

相模原市図書館事業評価について

野村教育長 それでは、ここから報告案件に入ります。

報告案件の1、相模原市図書館事業評価について、事務局より説明いたします。

岡本図書館長 相模原市図書館事業評価につきまして、ご報告させていただきます。

お手元の資料 1、相模原市図書館事業評価についてをご覧ください。

本件は、図書館法第 7 条の 3 及び第 7 条の 4 の規定に基づき、平成 26 年度から平成 28 年度までの事業評価を行い、評価書としてまとめたものでございます。評価期間につきましては、新・相模原市総合計画の中期実施計画期間にあわせ 3 年間としております。

今回の報告に至る経緯でございますが、図書館評価が努力義務化されたことによりまして、平成 27 年度から図書館協議会のご意見をいただきながら、評価内容や評価書の形式について検討を重ねまして、その結果、定まった評価方法に基づき、各年度の評価を進め、今回初めて 3 カ年度分を総括し、評価書としてまとめたものでございます。

まず、1 の評価の構成でございますが、本市図書館全体の利用者へのサービスに係る全体評価と、市立図書館及び相武台分館、相模大野図書館、橋本図書館の各館で実施した事業に係る各館評価で構成をしております。

2 の評価手法でございますが、他市における図書館評価の実施状況等も参考に、本市におきましては図書館職員の自己評価による内部評価と、第三者の立場から客観的に行われる外部評価、来館者の利用状況やニーズ把握を目的に行うアンケート調査を採用いたしました。

3 の全体評価の内容につきましては、相模原市図書館基本計画の成果指標をベースに、図書館サービスの基本となる蔵書に関する指標、利用に関する指標、来館に関する指標の 3 つの指標といたしました。

なお、それぞれの指標の下にございます括弧書きの項目につきましては、指標に符合する定量的な評価項目でございます。

各評価項目について検証及び内部評価を行うとともに、平成 27 年度分からは、新たに外部評価として、図書館協議会の委員の方から意見をいただいております。

全体評価の例として、お手元の資料 2、相模原市図書館事業評価書の 11 ページをご覧ください。

平成 28 年度の全体評価の指標の 1 つで、蔵書に関する指標の例で申し上げます。設定した 3 つの評価項目ごとに、目標値と前年、当該年度の実績値を記載してございます。市民 1 人当たりの蔵書数は、目標をクリアすることができましたが、参考図書、郷土資料の蔵書数につきましては、増加したものの目標値までは至りませんでした。このことについての内部評価が 11 ページの中段以降に、図書館協議会委員による外部評価が 12 ページにございます。

それでは、資料1にお戻りいただきたいと存じます。

4の各館評価の内容につきましては、各館で実施した年度ごとの主な事業の実施状況等について、定性的な検証及び内部評価を行うとともに、平成28年度分からは利用者アンケートによる評価を実施いたしました。

各館評価の例といたしましては、資料2、相模原市図書館事業評価書の41ページをご覧ください。

市立図書館の事業でございますが、平成28年度の主な事業の1つ、図書館利用の促進と読書普及に係る事業について、関連する事業の内容と結果をお示ししてございます。

続きまして、47ページをご覧ください。

実施した事業についての内部評価を記載しております。

また、続きまして48ページには、利用者アンケートの中で、図書館利用の促進と読書普及に係る事業に関していただいたご意見の検証及び評価がございまして。

恐れ入りますが、資料1にお戻りいただきたいと存じます。

5の評価の総括でございますが、図書館協議会委員による外部評価では、蔵書総数が充実し、市民1人当たりの蔵書数が増加した点や、効果的な蔵書活用を図っている点、関係機関とも連携しながら、図書館利用を促進する取組を各館で積極的に実施した点などについて評価されました。

裏面をご覧ください。

具体的には、蔵書総数について、平成25年度末の約142万2,000冊から平成28年度末には約144万9,000冊と3年間で約2万7,000冊増加した結果、市民1人当たりの蔵書数は平成25年度の1.97冊から平成28年度には2.01冊となり、量的な充実を図ることができた点について評価されました。

また、文学賞の発表の時期には受賞者の作品や過去の受賞作品の展示、イベントにあわせた資料の紹介など、蔵書の効率的・効果的な利活用を促進している点や日ごろ各館で活動しているボランティア団体が集まり、キッズフェスタ2016としてお話会、紙芝居、人形劇や工作教室などの事業を実施するなど、関係機関と連携した図書館利用促進への取組が充実した点などが評価されました。

一方、課題といたしましては、貸出冊数、来館者数は減少傾向にあることから、図書館利用促進の取組を継続的に実施することや、社会状況の変化に応じた図書館サービスを研究すること、図書館利用者の拡大に向け広報活動を強化することなどが挙げられ、市民に

とって一層魅力ある事業の展開や、事業のより広範な周知方法について、さらなる検討の必要性が指摘されました。

なお、ご指摘いただいた課題につきましては、記載のとおり、現在、取組を進めているところでございます。

また、評価手法につきましては、蔵書の質的な評価や来館者の多様化するニーズの把握について検討することが望ましいとの意見をいただきました。

資料2、相模原市図書館事業評価の5ページをご覧ください。

全体評価の評価結果につきましては、5ページから6ページにかけ、3カ年分の実績値を表にして掲載するとともに、達成状況につきましてはアンダーラインで明示をいたしました。後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今回の評価にあたり、いただいた図書館協議会委員による外部評価、利用者意見を真摯に受けとめ、今後とも改善を積み重ねながら、さらに市民や地域に役立つ図書館を目指して運営活動をしていく所存でございます。

恐れ入りますが、資料1にお戻りいただきたいと存じます。

今後のスケジュールでございますが、資料1の裏面をご覧ください。

本日の教育委員会への報告の後、この事業評価書を速やかに図書館ホームページに公開する予定でございます。

なお、この場をお借りして各館の特色についてご説明をさせていただきます。

市立図書館は、図書館ネットワークの中心的な役割として、ネットワークの管理や配送業務等、各館と連携調整、系統を担っております。図書館ネットワークとは、市の図書館全体で所蔵する図書について、市民の方が近くの図書館や公民館図書室等でリクエストによる貸し出しや返却が行えるシステムでございます。蔵書の特徴といたしましては、蔵書数が市内図書館で最も多く、特に郷土資料が充実しております。課題といたしましては、老朽化に伴う施設の整備が挙げられます。

相模大野図書館でございますが、近隣に学校が多い文教地区という立地を生かし、学校連携事業を積極的に推進しております。蔵書の特徴といたしましては、児童書が充実しているところでございます。課題といたしましては、現在の施設に読書席等の場所が少ないことが挙げられます。

橋本図書館は、JR橋本駅前という産業、商業が集積する交通の要衝に立地していることから、市内利用者だけでなく八王子方面等からの広域的な利用が最も多いのが特徴でござ

ざいます。蔵書の特徴といたしましては、ビジネスに関する資料が充実しております。課題といたしましては、緑区内の公民館図書室等を所管していることから、津久井地域の図書館機能の在り方を検討することが挙げられます。

以上で、相模原市図書館事業評価についての報告を終わらせていただきます。

野村教育長 説明が終わりました。ご質問ですとか、ご意見がありましたら、お願いいたします。

平岩委員 1人当たりの蔵書数ということで、目標達成ということで書かれておりますが、近隣の市と比べまして、この数字というのはどのような状況なのでしょうか。

岡本図書館長 1人当たりの蔵書数でございますが、例えば政令市で申し上げますと、20市ある中で相模原市につきましては、現在のところ9番目でございます。多いところだと静岡市3.2冊でございます。逆に低いところだと、横浜市が1.1冊という結果が出ている状況でございます。

大山委員 先ほど、1人当たりの蔵書数が増えているという説明がございましたが、市民1人当たりの書籍の購入に対する予算というのはどのくらい、上向いているのでしょうか。やはり増えているのでしょうか。今の平岩委員と同様に、1人当たりの図書購入の予算として、近隣の市町村と比べていかがでしょうか。

岡本図書館長 近隣の市町村の1人当たりの数字というのは、今、手元ございません。相模原市で申し上げますと、1人当たりの資料費につきましては、平成27年度決算で、79円でございます。平成26年度は74円でございます。資料費につきましては、年々少しずつ増やしている状況でございます。

野村教育長 他市との比較はわかりませんか。

岡本図書館長 1人当たりではなく、その市ごとの資料費を平成26年度決算の数字で申し上げます。相模原市は政令市で申し上げますと、20市の中で一番最下位というところでございます。

野村教育長 図書の購入費の予算が一番低いということですか。

岡本図書館長 そのとおりでございます。ちなみに平成26年度決算、相模原市は5,529万円でございます。その上の千葉市が19位でございますが、こちらですと9,406万円というところでございます。

以上でございます。

野村教育長 当然、人口比で比べなければ正確なところはわからないわけですが、今の千

葉市と比べても、やはり低いですね。

永井（廣）委員 1人2冊あるのはいいのですが、貸出率というのは近隣の政令指定都市と比べて、低いということはありませんでしょうか。

岡本図書館長 平成28年度の実績で、1人当たりの貸出率でございますが、政令市で申し上げますと、20市中相模原市につきましては、16番目でございます。

野村教育長 政令市の比較ではなく、実際には近隣の都市と比べて、どういう状況にあるかということ把握して、どう生かすかというのが大事です。ぜひ、その辺の数字を取ってください。うちと札幌市比べてもあまり意味がありません。

岩田委員 報告書の後ろの方にアンケートがあり、最後のフリーアンサーのところ、CDやDVDの充実とか、いろいろ書いてあります。その中で、取り入れていこうとか、こういうふうに書いてあるけれども、実は十分充実しているとか、何かありますか。

野村教育長 アンケート結果についての質問です。

岡本図書館長 アンケート結果をまとめたものが、こちらの事業評価書の一番最後のページに記載させていただいております。CDやDVDの充実を図ってほしい、このような声も多く全体的にいただいているところでございます。CD・DVDにつきましては、高額なところもございます。他に、民間資源もございますので、こちらとのすみ分け、こういったものも今後の検討課題であろうかと思っております。

以上でございます。

永井（廣）委員 子ども向けの企画がたくさんあって素晴らしいと思いますが、中には参加者数が例えば4組とか、極端に少ないのかなというのが、ちらほらと見かけられます。これは、ちょっと周知が足りなかったとか、企画自体の面白みがよく伝わらなかったのかなとか、分析や対策などされていますか。

岡本図書館長 例えば日時ですとか、当日の天候等、こういったものが影響しているものもあるかと思えます。ただ、今後、そういった経験を生かして、次の事業に魅力あるものを、1人でも多くの方に足を運んでいただけるよう努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

野村教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 では、この件については、この辺で留めまして、次にまいります。

小中学校の授業時数確保に向けた夏季休業の短縮について

野村教育長 報告案件の2、小中学校の授業時数確保に向けた夏季休業の短縮について、事務局より説明いたします。

細川学校教育課長 小中学校の授業時数確保に向けた夏季休業の短縮について、ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

本案件につきましては、学習指導要領の改訂に伴い、児童生徒の適切な学習環境の整備を図るため、平成31年度からの夏季休業の短縮に向けて、関係団体等に周知を図るものでございます。

短縮後の夏季休業期間でございますが、平成31年度より7月21日から8月24日までといたします。

現在の状況でございますが、小学校では学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から小学校3、4年生において外国語活動、小学校5、6年生において外国語科が新たに導入され、各学年の年間授業時数が35時間増加することになります。

そのため、授業時数の確保が必要となりますが、現在の授業日数では、授業時数を確保することが難しい状況でございます。

また、中学校では1日に5教科の定期テストを実施したり、終業式前、定期テスト後にも授業を行うなど、厳しい日程の中で授業時数を確保している現状がございます。

次に、夏季休業の短縮に当たっての考え方でございますが、7月については、中学校体育連盟主催の大会への参加等が予定されておりますことから、8月の後半を短縮することが教育活動への影響が最も少ないと考えており、県内の他の自治体でも夏季休業期間の8月後半を短縮している状況でございます。

夏季休業を8月24日までとすることで、実質5日間の授業日数を確保いたします。

今後のスケジュールでございますが、これまでに小中学校の校長会への説明を行い、今後は、保護者や小中学校PTA連絡協議会への周知や、市自治体連合会やまちづくり会議等関係団体への説明を行ってまいります。

さらに、10月の教育委員会定例会におきまして、市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について付議させていただいた後、広報さがみはら等により、広く市民に周知を行ってまいります。

以上、小中学校の授業時数確保に向けた平成31年度からの夏季休業の短縮についての

報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。質問・ご意見等があれば、よろしくお願いいたします。

永井(廣)委員 短くなると、8月25日以降の給食についてどうなるのか、あとは小学校へのエアコン設置は、この期間までに終わるのでしょうか。

細川学校教育課長 まず、エアコンについてでございますが、現在整備を進めているところでございます。今年度末までに未設置校は26校となる予定でございます。その後、平成32年2学期開始前までには全校完了することを目指して、進めているところでございます。

また、現在のところ、まずは授業時数の確保を目的に、午前中の実施を考えており、授業時数はひとまず確保できることから、給食については、今後の運用の中での検討を考えております。

野村教育長 当面は午前中授業ということですね。

永井教育長職務代理者 3の考え方の中で、8月後半にするのが影響が最も少ないと、そのとおりだと思うのですが、中学校の部活動で、例えば7月に地区の大会をして、県大会を経て、関東甲信越のブロックをやって、20日以降辺りが大体全国大会。種目によって違うと思いますが、場合によっては雨だとか、会場の都合で、24日以降にずれる可能性もあるではないでしょうか。もしその辺の論議がされていたら、経過をちょっとお聞かせください。

宮原学校教育課担当課長 今年度の中体連全国大会の最終日が卓球とバスケットボールにおいて8月25日でございます。これは決勝の日でございますので、25日スタートではございますが、もし全国大会の決勝に残った場合は、当該のお子さん方については、始業式には出席できないということも考えられます。また、雨につきましては、種目や雨の程度にもよりますので、その後の延期につきましては、なかなか想定が厳しい状況でございます。

永井教育長職務代理者 わかりました。今の部活動のことが、一番最初に頭に浮かぶのですが、そのほかは何かありますか。部活以外で考慮しなければいけなかったようなことが、もしあったらお聞かせください。

細川学校教育課長 8月の後半に地域の行事を実施している地区もございますので、今後、調整等が必要かと考えております。

野村教育長 いずれにしても、県内でも多くのところでは、既に始めていることです。い

ろいろな諸事情については他市の事例もありますので、一つひとつ課題は克服できると思っております。

大山委員 参考までにお教えいただきたいのですが、何年か前に緑区が大雪でしばらく学校が閉校になってしまったり、インフルエンザの流行時期に、毎年、学級閉鎖あるいは学年閉鎖という事態が起こります。そういった事態に対して、授業時間の配分というのは、どのようになされているのでしょうか。

細川学校教育課長 学校の教育課程にもよるのですが、例えば、中学校1年生から3年生までは年間1,015時間の授業時数の確保が必要とされております。実際、学校では、1,060時間程度の予備を含めた時数を確保しておりますので、40から50時間程度の予備時数がございます。今、大山委員がおっしゃったような学級閉鎖ですとか臨時休校等々は、この予備時数を充てさせていただいております。

野村教育長 ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

公民館における使用料の導入及び改定の状況について

野村教育長 では、次の案件にまいります。報告案件の3、公民館における使用料の導入及び改定の状況について、事務局より説明いたします。

遠山生涯学習課長 それでは、定例会資料、公民館における使用料の導入及び改定の状況につきまして、ご説明させていただきます。

1の経過でございますが、昨年9月の市議会において、公民館条例の改正について議決をいただいております。資料に書いておりませんが、教育委員会につきましては、平成29年8月に議決をいただいているところでございます。その後、平成29年10月に公民館条例施行規則の改正について、議決をいただきました。これを受けまして、平成30年4月1日、改正条例及び改正規則の施行をさせていただき、使用料免除申請の受付を開始いたしました。

1にございませとあり、免除申請につきましては、制度導入に伴い申請が集中することもございまして、6月に利用を希望する団体につきましては、4月末までに提出いただくように周知をさせていただきました。これ以後の利用分につきましては、随時受付をしております、概ね利用の2週間前までには申請をお願いをしたいということで、周知をしているところでございます。平成30年6月1日に使用料の導入及び改定を行いました。

2にございますとおり、津久井中央公民館のホールにつきましては、ホールの申込みが6カ月前からであるため、使用料の改定は10月1日からとなっております。

なお、6月1日に使用料の導入を開始いたしました。この開始前には、職員に対する研修を実施したり、マニュアルを配布いたしました。また、券売機の設置、防犯カメラの設置も5月中に終わっておりまして、6月1日のスタート以降、大きな混乱なく開始することができたと捉えております。

次の2、使用料免除に係る状況についてでございます。

(1)使用料免除の概要についてでございますが、こちらは規則で定めており、次のいずれかに該当する場合に使用料を免除することができることとしております。

まず、アといたしまして、公民館が主催し、又は共催する事業のために利用するとき。

イでございますが、市内の地域自治振興、教育振興又は社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体が、その目的のために利用するときとしております。この使用料免除基準の表につきましては、後ほどご説明させていただきます。

ウでございますが、公民館が主催し、又は共催する事業を契機に設立されました団体が利用するときということで、これにつきましては、設立された日からその日の属する年度の翌年度の末日まで、という期間に限っているものでございます。

(2)使用料免除申請及び決定の状況についてでございますが、今年5月末日時点の免除申請件数は、793件でございます。審査中21件を除き、759団体につきましては、使用料免除を決定しているものでございます。

この内訳でございますが、先ほどご説明いたしました(1)ア、公民館が主催し、又は共催する事業のため利用するとき、これが53団体。それから、イにつきましては、705団体でございますが、後ほど次のページでご説明させていただきます。ウにつきましては、1団体となっております。

恐れ入りますが、別紙をご覧ください。

こちらが、イの該当団体を目的別に一覧にしたものでございます。

まず、1の地域自治振興でございますが、5月末日現在で免除と決定した団体につきましては187団体でございます。多いところで申し上げますと、多い順に(1)の自治会、(2)の老人クラブ、(7)のまつり・観光関係団体でございます。

次の2、教育振興でございますが、283の団体を免除と決定しておりまして、多い順

に申し上げますと、(9)ジュニア、中学生以下の体育・文化活動育成団体、(6)の子ども会、(8)のスポーツ少年団の順になっております。

次に、3の社会福祉振興でございますが、235の団体を免除としております。多い順に(4)の子育て支援団体、子育て団体、(6)の高齢者支援団体、(8)の食生活改善団体わかな会、このような状況でございます。

以上、報告させていただきました。よろしく申し上げます。

野村教育長 報告は以上です。ご意見・ご質問等があれば、お願いいたします。

岩田委員 この平成30年6月1日から導入しているのですが、まだわからないかもしれないのですが、免除申請793件中、759件は免除になるということで、これまで利用していた、使用料を負担することになる団体があまりいなくなったということなのか。要するに、申請してくる団体が変わってきたのかということがひとつ。また、使用料導入により、例えば施設の修繕費がより確保できるというようなことだったが、そのように理解した団体が申請してこなくなったということなのか。その辺りの経緯と現状を教えてくださいませんか。

遠山生涯学習課長 わかり得る範囲でお答えをさせていただきます。本年5月末現在で、市内の公民館で登録している団体が約7,300団体となっております。今回、そのうち免除という形で回答させていただいたものが759団体でございます。今まだ途中経過の状況でございますが、登録してある団体に対して、免除と決定したのは大体1割程度という数字がございます。

それから、利用時間の区分ですが、例えば公民館によっては、もともと区分については3区分、午前・午後・夜間という区分があったのですが、今回のこの使用料の導入にあわせて、部屋によっては午前1区分、午後と夜間を2区分に分けて、合わせて5区分にするという状況もございます。この利用率がどれくらいになるのかというのは、実際のところ年度が明けてみないと分析できないところもあり、現段階で評価するのは非常に困難な状況でございます。

ちなみに、2年前の状況になりますが、平成28年度の利用率、いわゆる稼働率は、市内全館で59.1%という数字となっております。

以上でございます。

岩田委員 逆に言えば、793件の申請があって、21件は審査中だからわからないけども、免除が759団体というと、この759と21で780なので13団体は使用料をい

ただいているということですね。その13団体というのは、どんな活動団体、またどのような理由で利用されているのか教えていただけますか。

遠山生涯学習課長 793件のうち審査中が21件、使用料免除が759件でございますので、残りが13件となります。そちらにつきましては免除対象外となっております、どういう活動かといいますと、趣味教養の活動をされている団体、それから自分たちで学習活動をされている団体、それからマンションの管理組合、こういったところが主なところでございます。

以上でございます。

野村教育長 先ほども説明がありましたが、免除の該当、非該当については、基準をつくって進めてきたこととあります。非常に判断が難しい場合については、検討の組織をつくって、その中で改めて協議して決めており、丁寧な進め方をしてきたと認識しています。ほかに何かございますか。

岩田委員 個人の趣味活動などで、使用料を負担する人たちが、今年度になってから、何となく利用控えになっているというような状況にはなく、同じように公民館を使っていたという状況でしょうか。

野村教育長 この2週間では、まだ把握できませんよね。

遠山生涯学習課長 いましばらくお時間をいただきたいと考えております。

以上でございます。

永井(廣)委員 実際、公民館はいつも利用していて、公民館にかわいらしい自動販売機がついたのですが、なぜ利用料の支払いが当日限りなのでしょう。例えば、前日に会計担当の方が買って置いて、それを実際に使う人に、当日は行かないけどお願いねとか言って渡すとか。当日、その自販機で買わないと使えないというのは、何か理由があるのでしょうか。

遠山生涯学習課長 一番大きな部分としては、事前にお金をいただき、何らかの事情で使わないとなりますと、今度はお返しをするという事務が出てくることから、当日お支払いいただくような方法を採用したところでございます。

以上でございます。

永井(廣)委員 無断キャンセルなど、当日のキャンセル対策については、どのような対策をされてこられたのでしょうか。

遠山生涯学習課長 キャンセルにつきましては、非常に悩ましい問題だと認識をしております。

ます。今後、検討していきたいと今までお答えしてきたところです。キャンセルをすることによって、例えば何らかの形で利用制限を加えるとか、あるいは申込みができないという形になりますと、条例なり、規則なりにその規定を定めることになります。

これは他市の状況からも、そのような形でやっていることを承知しております。この6月から使用料の導入ということで、今までとはまた違った形で、公民館の利用が始まっておりますので、現段階では、少しその状況も確認した上で、今後、どうしていくのかということについて、最終的に結論付けていければと考えているところでございます。

以上です。

野村教育長 ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、報告案件の3もここまでにいたします。

最後の報告として、5月定例会以降の私の主たる活動を少しお話させていただきます。

5月15日、公民館連絡協議会の総会、19日はPTA連絡協議会の総会に出て、挨拶をしてまいりました。それぞれ新年度の事業計画等のお話があった総会であります。

それから、5月22日には、租税教育推進協議会の総会がありました。これは、小中学校での租税教育を進めていくという、私自身が会長を務めている組織であります。税務署、法人会、幾つかの市の組織にもご協力いただいております。例えば、夏休みに絵はがきのコンクールをやったりですとか、子どもたちに少しでも租税の大切さを学ぶような取組をやっております。これは引き続き推進していきたいと考えています。

それから、5月下旬は、小学校で運動会が多かったわけですが、私も幾つかの運動会を見て、子どもたちから元気をもらってまいりました。

それから、5月28日には、県下の教育長協議会の総会。

それから5月31日、6月1日は政令指定都市の教育委員会協議会で、福岡に行っていました。特に政令市の協議会では、文科省の審議官もいらして、働き方改革について国全体で推進をしていく、これを一緒になって取り組んでほしいという、そんな話を聞いてきたところであります。

それから、6月4日は、ここで新たに制度化した、小学校の英語教育アドバイザーが4名採用になりました。この方たちと面談をいたしました。小学校の英語授業を見ていただいて、授業に対するアドバイスをさせていただいたり、校内の研修について取りまとめでさせていただいたり、今後の本市の英語教育について、いろいろな助言をいただく、そういった役

割です。これがスタートするということでもあります。

6月6日は音楽鑑賞会ということで、市民会館で実施した神奈川フィルハーモニー管弦楽団の演奏会を子どもたちと一緒に聞きました。やはり間近で見て、子どもたちの五感で音楽を感じとって、生き生きとした表情になっているのを目にしましたので、大変意義のある事業だなと感じたところであります。

それから、6月7日、8日には、市議会6月定例会議の代表質問が行われました。先ほど報告した夏季休業についての議題、質問、それから学校の施設改修について、それから一番多く出た質問は、新潟で不幸にも子どもの下校時にありました事故を受けて、本市の下校時の安全確保はどうなっているのかという、そうしたやりとりをいたしたところであります。

それから、6月11日に相模女子大学高等部2年生の伊佐風椰さんがスケートボード日本選手権で優勝しました。この種目は2020年の東京オリンピックでも競技化が予定されているので、現在、日本代表として今度アジア大会等にも出るということで、大変期待されている生徒です。この訪問を受けまして、市としても応援していますというお話をさせていただいたところであります。

それから、一昨日6月13日、私と教育局長以下で文科省の方に本市としての施策要望をしてまいりました。官房長はじめ初等・中等の教育課長等にもお会いして、いくつかの財政要望等含めてお願いをしてきたところであります。

簡単ですが、この1カ月の主たる活動ということで、お話をさせていただきました。

それでは、報告案件は以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認させていただきます。次回は7月13日、金曜日、午後2時30分から、第2別館3階、第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、次回の会議日を改めて申し上げます。7月13日、金曜日、午後2時30分からの開催といたします。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後3時40分 閉会